

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

◇ 24時間フル稼働の機械

Q : 当社は、電子計算機の部品を製造しています。最近では受注量も多く、一部の機械については24時間フル稼働で、機械の損傷も著しいため、評価損を計上したいのですが、認められますか。

A : 評価損の計上は認められません。

【解説】

固定資産について帳簿価額が時価を上回っているときであっても、その上回ったことが次のような事実に基づく場合には、その固定資産について評価損の計上をすることができないこととなっています。

- (1) 過度の使用又は修理の不十分等によりその固定資産等が著しく損耗していること
- (2) その固定資産について償却を行わなかったため、償却不足額が生じていること
- (3) その固定資産の取得価額がその取得のときにおける事情等により同種の資産の価額に比して高いこと
- (4) 機械及び装置が製造方法の急速な進歩等により旧式化していること

ご質問の場合、上記(1)に該当しますので、評価損の計上はできません。

ただ、機械及び装置の法定耐用年数は、通常の経済状況下における平均的な使用時間、すなわち標準稼働時間を前提として決められていますので、受注の増加等のため機械及び装置をその標準稼働時間を超えて使用したため損耗が著しい場合には、その超過使用時間に応じて償却額を増加することができるという増加償却の制度が設けられています。

